

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成30年4月20日

県北広域振興局長 南 敏 幸

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

- (ア) 宮城建設株式会社
- (イ) 株式会社サンデー
- (ウ) 株式会社ユニバース
- (エ) 株式会社デンコードー
- (オ) 株式会社薬王堂
- (カ) トヨタカローラ岩手株式会社
- (キ) アコール株式会社
- (ク) 株式会社コナカ

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 久慈ショッピングセンター 久慈市長内町第33地割11番地1ほか

ウ 変更しようとする事項 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

エ 変更する年月日 平成30年4月10日

オ 変更する理由 施設の運営計画の変更のため

(2) 届出年月日 平成30年4月9日

(3) 縦覧場所 県北広域振興局経営企画部及び久慈市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

- (ア) 株式会社ユニバース
- (イ) 株式会社横浜ファーマシー
- (ウ) 株式会社アキヤマ

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 二戸ショッピングタウンAゾーン 二戸市堀野字大谷地39番地ほか

ウ 変更しようとする事項 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

エ 変更する年月日 平成30年4月10日

オ 変更する理由 施設の運営計画の変更のため

(2) 届出年月日 平成30年4月9日

(3) 縦覧場所 県北広域振興局経営企画部及び二戸市役所